

令和3年度第4回福岡県行政改革審議会

- 1 開催日時 令和3年9月9日（木）14時00分～17時04分
- 2 開催場所 福岡県庁行政棟（10階）特1会議室（オンライン併用）
- 3 出席委員 11名
- 4 会議次第
 - (1) 歳入・歳出の改革とガバナンスの強化
 - (2) 県政モニターアンケートの結果について
 - (3) その他

5 議事録

事務局：時間より少し早いですが、ただいまより第4回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。本日は出席委員全員リモートでの開催でございます。まず、行政改革審議会委員の交代がございましたので御紹介いたします。利島会長に代わって、北九州商工会議所会頭の津田純嗣様が新たに委員として委嘱されております。また、緒方委員、片峯委員、境委員、谷委員からは欠席の御連絡をいただいております。続きまして、福岡県行政改革審議会規則の規定に基づき、会長の選出を行いたいと思います。事務局の案を説明させていただきます。利島会長の後任として、新しく委員となりました津田委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

事務局：ありがとうございます。御異議がありませんので、津田委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、津田会長から一言、御挨拶をお願い申し上げます。

会 長：皆様、こんにちは。ただいま会長に選出いただきました津田でございます。利島会長から引き継ぎまして、行政改革審議会の会長を務めさせていただきます。年度の途中からの会長という形になりますので、皆様のお力をお借りしながら審議会を運営したいと考えております。よろしく願いいたします。

新たな行政改革に向けて、知事からの諮問を受け、これまで辻副会長をはじめとして委員の皆様から積極的に意見が出され、議論が行われてきたとお聞きしております。引き続きこの審議会でも活発な議論をお願いいたします。

県におかれましては、私どもの答申を踏まえて行政改革に生かしていただければと思います。さらに申し上げれば、この審議会を県に活用していただいて、自ら

やりたいこと、内外の情勢から言うと表に出しにくいことも含めて前に進めるといことで、この審議会を使っただけであればと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局：津田会長、ありがとうございました。本日は、次第1の歳入・歳出の改革とガバナンスの強化について審議を行った後、次第2の県政モニターアンケートの結果を報告いたします。前回の審議会の後に委員から2点、質疑、意見の提出がありました。まず1つ目ですが、「前回、『職場外における職員の自発的取組の推奨』の中で職員の兼業について御説明がありましたが、SNSなどを活用した兼業、例えばユーチューバーとしての活動や、ブログにおけるアフィリエイトでの収益などについても規定があるのかどうかお伺いします。

また、SNSでの発言・投稿について、国家公務員で問題となった事例もあるため、投稿内容に関する規定や、内容が不適切と判断される場合の対応方針が決まっているのかどうかお尋ねします。」この質問につきまして、人事課から説明させていただきます。

県側：人事課でございます。御質問の点について御回答させていただきます。まず、SNSを活用した兼業についての規定の有無でございますが、本県の規定上、兼業の個別事案につきましては、例えば農業でありますとか不動産賃貸といったものにつきましては、一定規模の範囲内ということであれば兼業の許可は不要という規定はございますが、例に挙げていただきましたユーチューバーとしての活動、これは収入を得る場合でございますが、それからアフィリエイトでの収益などについては特に規定がございません。職員が勤務時間外にユーチューバーとして活動したりブログを書き込む、こういった行為自体について制限はございませんが、収益を得る場合には営利企業への従事制限に該当いたします。報酬を得て公務以外の事業または事務に従事する場合の従事許可につきましては、従事する事業等の内容が地域の振興、住民生活の向上に寄与するとともに、本県の事業に密接な関連を有すること、公務の公正や職員の品位に対する住民の信用を損なうおそれがないなどの場合に限られておりまして、その活動内容及び収益の内容や種類等を個別に判断するということとなります。なお、例に挙げていただきました御指摘のようなSNSを使った活動につきましては、特に収益を得る場合につきましては、本人の意思によって収益を上げることを目的としてやっていると思われる可能性が高く、また、掲載されている広告内容が特定の企業の宣伝であることが多く、公益性や必然性があると判断できる可能性は低いのではないかと考えております。それから、職員がSNSで発言・投稿する場合の投稿内容についての禁止行為の規定の関係でございます。本県ではSNSで発言・投稿する行為自体を禁止行為とする規定はございませんが、県職員の行動につきましては、福岡県職員倫理条例において「県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある

行動をする」と規定をしております。職員は常にこれを遵守する必要がございます。なお、国家公務員につきましては、総務省がSNSでの発言に関しまして、職務の公正性または中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容、こういったものの発信、それから、他人や組織を誹謗中傷する内容や他人に不快または嫌悪の念を起こさせるような発言、公序良俗に反する内容の発信、他人の権利・利益を侵害するおそれがある内容の発信、さらには社会規範に関する発信、こういったものにつきましては国家公務員法で禁止する信用失墜行為に該当する場合がありますとして、「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」というものを作成し、注意を促しております。本県では、職員によるSNSで発信・投稿に関しましてまだ問題となる事案は発生しておりませんが、こうした取組について、本日の議題ともなっておりますが、組織のガバナンスという観点から、今後参考にしてまいりたいと考えております。人事課からは以上でございます。

事務局：次に、二つ目の御意見です。「前回の柱『Ⅱ、県庁DXと働き方改革の推進』の中に、行政サービスのデジタル化の推進、デジタル技術の活用による業務の効率化、効率的で風通しのよい職場環境づくりの3項目が置かれていましたが、三つ目は前の2つとは内容が全く乖離しており、なぜこのような構成になっているのかがよく理解できません。前の2つのみで県庁DXの推進とし、今日審議予定のEBPMもこの項目に入れ、他の項目に分類されているDX推進関連のものも全てまとめて構成したほうがすっきりしてインパクトもあると思います。

一方、効率的で風通しのよい職場環境づくりは、組織のガバナンスと一緒にまとめたほうがよいように思います。「歳入・歳出の改革とガバナンスの強化」に入ってくるのがそぐわないということであれば、歳入・歳出の改革と切り分けて新たに項目立ててはどうでしょうか。県庁で働く方々に対する対策は他の側面とは内容的に大きく異なるため、1つにまとめたほうがよいように思います。」この意見につきまして、行政経営企画課から説明させていただきます。

県側：行政経営企画課です。今の委員からの御意見に対して回答させていただきます。新型コロナウイルスを機に、デジタル化、リモート化などの社会変革が起きており、また、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの実現といった県民の意識や行動にも大きな変化が生じているところでございます。県ではこれらの変化を変革の好機と捉え、この流れを後戻りさせることなく加速化していくために、DXの推進と働き方改革を次期行政改革の目玉と考えておまして、第1の柱に据えたいと思っております。第1の柱は、1、行政サービスのデジタル化の推進、2、デジタル技術の活用による業務の効率化、3、効率的で働きやすい風通しのよい職場環境づくりの3つの項目で構成しておりますが、このうち1と2がDXを中心とした内容、2番と3番が働き方改革を中心とした内容になっております。

なので、この2のデジタル技術の活用による業務の効率化はDXと働き方改革の両方に共通する項目と考えております。こちらは、今、時間外勤務の縮減が大きな課題となる中、ICTなどのデジタル技術を活用して事務の効率化を図るということは働き方改革を進めていく上で重要な取組の1つであると考えておりました、委員の御提案のように、DXの推進だけで1つの柱にするということも当初検討はしていたのですが、2の項目がDXと働き方改革の両方に共通しておりますので、かつ働き方改革と不可分の内容であるということから現在の構成としているものでございます。

次に、DX推進に関連するものをまとめて同じ項目としたほうがよいという御意見でございますが、確かにデジタル人材の確保ですとか情報セキュリティ対策など、他の柱にもDXに関連する項目がございます。複数の項目に該当するような取組については、行革大綱の策定趣旨や構成を踏まえまして、最も関連が深い項目に現在、整理をしております。例えば情報セキュリティ対策につきましては、個人情報保護や不祥事防止対策等の連携した取組が重要なことから、ガバナンス強化の項目に現在、位置づけているところでございます。

ただし、EBPMにつきましては、委員御指摘のとおり、DXでまとめるほうがよいと我々も再度検討して考えましたので、EBPMについて今回議論させていただくのですが、最終的には第3の柱から第1の柱に位置づけを変更させていただきたいと思っております。

あと、現在策定中の福岡県DX戦略においては、県の政策方向をDXの視点から1つに取りまとめることとしておりますので、そちらも御参考までにお伝えいたします。

最後に、前回、DX戦略推進委員会における議論について共有してほしいという御発言がありましたので、庁内での検討状況につきまして、まだ外部に出せない情報も入っているものですから非公開の形で、次回、時間を設けまして、そこで情報共有をさせていただきたいと考えておりますので、この場を借りて御報告させていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

事務局：続きまして、前回の審議会の時間外勤務の縮減の取組の中で、新型コロナウイルスへの対応等、ほぼ24時間対応が求められるような業務について、職員の健康を守るため、時間外勤務の縮減と併せて勤務間インターバルといった制度を導入する必要があるのではないかと御質問をいただきました。この件につきまして、人事課から補足説明がございました。

県側：人事課でございます。前回、御質問をいただきましてありがとうございます。前回は御回答させていただきましたけれども、ちょっと不十分な部分があったので、補足を含めて改めて回答させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス対策に係る時間外勤務の状況は、感染者数の増減に大きく影

響を受けます。このため、一律に勤務間インターバル制度を導入することは現実的には難しいと考えております。ただ一方で、日々の業務の中で、例えば陽性者数の取りまとめを行う業務など、1日なべて忙しいということではなくて一定の時間帯に業務が集中するといったような性格の業務もございます。

このため、本県では、こうした業務実態を勘案しまして、昨年9月から、勤務の開始時間を13時とする新たな勤務シフトを導入いたしまして、長時間勤務の抑制に努めているところでございます。前回の回答の中でこの取組のことをお伝えすべきところを失念しておりましたので、補足で回答させていただきます。

新型コロナウイルス対策に関しましては、引き続きこの制度の活用を図ることで時間外勤務の縮減を図るとともに、きめ細かな健康指導などと併せて、職員の健康を守るために必要な対策を行っていきたいと考えております。以上でございます。

事務局：では、この後の議事につきましては、本来であれば進行を会長に行っていただくところですが、これまでの議論の経緯もありますので、当面、辻副会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、辻副会長、よろしくお願いいたします。

副会長：本日もよろしくお願いいたします。今、審議の途中ですので、切りのいいところまでを会長の御指示をいただきながら進めていきたいと考えております。

それでは、早速ですが審議に入ります。先ほど県の説明が3つほど続きました。これにつきまして、皆さんから何か御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは、ないようですので、次に進みたいと思います。

今日も結構審議案件がありまして、3時間弱の時間がかかるのではないかと覚悟しております。途中、できれば1回、休憩を取りたいと思っております。

併せて、資料ごとに説明していくこととなりますが、中身によって早く終わりそうなものと少し時間がかかりそうなものはあるのですが、30分位で進むと働き方改革にもかなった形で充実審議ができそうですので、皆さんも言いたいことがありましたら遠慮せず早めに御発言いただけたらと思っております。

それでは、先ほど事務局から議題の説明があったとおりでありますが、まず資料1につきまして、事務局より説明をお願いします。

(県側説明) 資料1 新たな財政改革プランの策定

副会長：ただいまの説明につきまして、皆さんのほうから御質問、御意見ををお願いします。いかがでしょうか。では、私のほうから一つお伺いしたいのですが、今、収入の見込みが以前に比べるともっと落ち込むのではないかと思ったら、意外にそこそこの状況が維持できる中で、そろそろ確定すると思うのですが、今、収入が今後

どうなるかというのが難しい状況になっているのではないかと考えています。

今の県の状況からすると、実績ベースだと、まず、もともとどのぐらい確保していたのがどの程度に収まったということなのか、それから、現時点でもう少し踏み込んで言うと、これが来年度、再来年度に向けてどういう歳入の状況になりそうなのか、可能な範囲で教えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

県側：財政課でございます。収入ということで、特に一番大きいところで申しますと県税収入ということになるかと思います。今、副会長おっしゃられたように、昨年度からコロナということで、非常に大きい割合を占めております法人関係の税が大きく落ち込んでおりました。ですから、昨年度、令和2年度の当初予算で計上しておりました分から申しますと、極めて異例ではございますけれども、年度途中の12月の議会において、一旦、税で申しますと400億程度減額をしたところでございます。その後、景気の回復というところまでは行かないと思っておりますけれども、落ち込み幅が我々の思ったほどでもなかったということでもございまして、決算におきましては半分程度戻っているというところでございます。

ただ、令和3年度、今年度につきましては、県税で申しますと6,390億、約6,400億組ませていただいております。この額と申しますのは、例えば地方消費税が令和元年度の10月に10%に引上げということになっておりますので、その年間分が入ってくるということになりますともっと大きな額を組めるんじゃないかと考えておりましたけれども、やはりこの当初予算を組んだ時点で非常に厳しい状況ということで6,390億にとどまっているというような状況でございます。今、この時期ですので、まだ今年度どうなるかというところははっきりつかめておりません。もちろん月締めとかで分かる分はきちんと把握はしておりますが、法人関係で申しましても、11月の中間申告等で今年度が見えてくるというようなところもございまして、まだ今年度に組んでいる税収がどうか、上振れ、下振れも含めまして、ちょっとお答えするのが難しいかなと考えているところでございます。そういった状況ですので、御質問にありました来年度、再来年度どうなっていくのかというところは、今の時点では私のほうからもお答えづらいところがございます。

ただ、財革プランということで、これは来年度以降5年間を見込ませていただくプランでございますので、そこは、例えば内閣府のほうで経済情勢等がどう動いていくかというのは公表されるところでございますので、それを踏まえて、本県のいわゆる法人税等を納めていただく業種等の動向がどうなっていくかというのも踏まえて、そういったところをきちんと把握しながら、このプランの歳入の部分を見込んでいきたいと考えております。すみません、きちんとしたお答えにはなっていないかと思っておりますけど、そのような状況でございます。

副会長：税まで聞くと次の2番目の議題のやつとダブっちゃったのですが、どうもすいま

せん。今の話でいきますと、こういう歳入の見込みが大分立ちづらい中で、しかし5年で計画をつくるというスタイルはなるべく今回維持したいと。2年目の折とか3年目の折だとか、そういうことは考えずに、やっぱり5年で一定の見通しをつけるプランをつくっていきたいところは変わらないと考えていいのかどうかということと、あと、基金の話がありましたけど、これは各県の中で、まず基金の切り崩しを優先して財政運営をしていくというところと、何があるか分からないので、やっぱり基金は最低限のボリュームを維持しながら財政運営をしていくのだという2つのスタイルに分かれていると思うのですが、改めてお伺いしますと、その部分につきましては福岡県のスタンスとしてはどういうことなのでしょうか。

県側：まず、次期プランも5年間の計画かということでございますけども、答えから申しますと5年間を考えております。1つは、県の総合計画を来年から5か年で立てていくということと、この財政改革プランの上部のプランになります行政改革大綱を今、御議論いただいておりますけど、これも5年間ということで、その大綱の歳入・歳出の改革の部分を実現化する計画がこの財政改革プランと考えておりますので、5年間で策定をしたいと考えております。それから、基金の取崩しを前提として必要な予算を組んでいくのかという御質問かと思っておりますけども、財政のサイドといたしましては、やはり毎年入ってくる収入の範囲内でやっていくことが今後の安定的、持続的な財政運営には必要かと。それは基本ということで考えております。

ただし、ここ数年、災害等も連続で発生してきておるということでございます。そういった対策につきましては、短い期間できちんと仕上げていくというようなことを最優先で考えます。そうしますと、例えば、災害には国庫も入ってきますけども、県債を発行して財源に充てる、それを後年度に償還していくという仕組みになります。後年度の負担はその点増えるということでございますけども、申しましたように、やらなくてはいけない対策は最優先でやらせていただきたいと考えております。ただし、基本は維持費の中で考えていきたいということでございます。

それから、基金残高をどのぐらいを持っておくのかということですが、実は今までのプランの中で基金残高のいわゆる目標という定め方はしておりません。今回、5年間の計画を立てます前提は、今年度は幾ら基金残高があるかということで収入の確保ですとか歳出の見直しとかを行って、その結果、5年後にこれぐらいになるというようなところでございます。そういった意味での現行プランの目標は、令和3年度の着地点として450億となっております。

参考までに、その450億というのがどのようなものかと申しますと、税収等の標準財政規模というのかでございます。本県は9,000億程度でございます。

その5%に当たる部分でございます。

副会長：分かりました。ありがとうございます。それでは、ほか、いかがでしょうか、皆さんのほうで。それでは、会長、お願いします。

会長：素人の質問で申し訳ございません。3兆9,000億円というのは大きいよなというイメージはあるのですが、予算規模に対してこの福岡県というのはどれぐらいのポジショニングになるんですか。

県側：財政課でございます。県債残高の3兆9,000億ということでございます。本県の令和3年度の予算が2兆1,000億程度でございますので、2倍近くに膨らんでおるといような状況でございます。

ただ、他県の状況等と比較をいたしますと、人口割とかでやらせていただきますとそうは高くない、真ん中より低いほうの状況でございます。

あと、このように残高がずっと膨らんでおりますけれども、資料を御覧いただいての御質問かと思いますが、例えば臨時財政対策債というのがございます。本来、交付税で国のほうから支給をされる分が、その原資が足らなくて国と都道府県とでいわゆる財政対策債という県債を発行して賄っていく分でございます。このような分につきましては、その償還に応じまして国の交付税に上乘せをされるということでございますので、実質的に県税とかを財源として返していくというわけではございませんので、一概にその額が膨らんできているのが悪いような状況ということは考えておりません。

副会長：ありがとうございます。その他、どうでしょう、皆さんのほうから。よろしいですかね。それでは、次の税収関係も関係していますので、次の資料2のほうに進みたいと思います。それでは、説明をお願いします。

(県側説明) 資料2 歳入の確保

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。

委員：御説明ありがとうございました。何点かですけど教えてください。まず、最初の税収確保に向けた取組の充実というところなのですが、この分で、徴収対策ということで市町村との連携を進めていただいているという御説明がありました。これは全国的にいろんなところで随分前から取組を進めていまして、うまく連携することによって、徴収率が上がるだけではなくて、現場での専門人材の不足なんかカバーできたり、あるいは人材育成にもつながったりするということで、これは単に税収の確保だけではなくて波及的な効果もかなりあるのではないかと思っているのですが、これまでの取組の成果としてどのようなものが認められるのかというところを分かる範囲で教えてください。徴税率についてもどのくらい上がっているのかというのが資料からはよく分からないので、そのような数値も

ありましたら教えてくださいというのが1点目です。

2点目はふるさと納税の活用ですけれども、これは全国的にいろんな自治体が何とか活用するために集めたいというので、おっしゃるとおり競争になっているところかと思えます。これについて、福岡県の政策方針として、例えばどのような目標を掲げて取組を進めておられるのかというような点を教えていただければと思います。年によって納税の件数とか金額が随分違うようではありますけれども、それは何かその年の政策や取組が効いているのかとか、何か状況があるのか、要因も知りたいと思っているところもありますので、その点を含めて教えていただければと思います。

あと、目標の実現とも関わるかもしれませんが、寄附者の満足度が恐らくかなり重要なのだと思えますけれども、こういうことについて、何らかの形で把握して次につなげるような仕組みがあるのか、この辺りをよろしければ教えていただきたいと思えます。私からは以上です。

副会長：それでは、お願いします。

県側：最初の質問、市町村との連携でございますけれども、これは各地区の市町村に声かけをしまして併任をかけたとか、技術を教え合ったり、そういったところで職員それぞれの資質の向上に励んでいるところでございます。何分、市町村のほうもそれに携わる職員が少ないということで、県のノウハウを必要にしているという状況がございますので、そういったものを積極的に市町村のほうに伝える、教える、そういったことをやっているところでございます。

質問にございました、それで幾ら税収が上がるのかというところは、数字的なものはちょっと持ち合わせてはございませんけれども、資料2の個人県民税は市町村が主体になっておりまして、このような傾向をたどっている、ずっと落ちてきているという状況がありますので、こういう効果はしっかりあっているのかなと思っております。

それから、第2点のふるさと納税でございますけれども、これは目標自体を設定しているのかということでございますが、金額的な目標は設定しておりません。ただし、ふるさと納税の本来の趣旨が、全国的に今、返礼品在りき、そういう状況にはなっているというのは承知しております。ただし、本来の寄附の趣旨、ふるさとに貢献したいという思いからされる方の気持ちをしっかりと捉えられるような施策を福岡県でもしっかりとつくっておかないといけないのかなと考えております。ですので、返礼品は当然あるのですが、それのほかに、クラウドファンディング、こういったものを活用しまして、福岡県の魅力ある事業に寄附したいというような方を拡大していきたいと考えておるところでございます。

年によって金額にかなり凹凸があるのではないかという御指摘ですけれども、これについては県としての施策ということで何か方針を決めているわけではなくて、

そのときそのときに起こった災害であるとか、そういったものについて、被災をされました市町村、それから福岡県に寄附をされるという方が増えているという状況がございますので、それが数字に反映していると考えております。

あと、寄附者の満足度でございますけれども、これはアンケートとかそういったものを取って、寄附者がどういうふうに思っているか、返礼品に対して満足しているのか、こういう制度について満足しているのか、あとは、制度自体についてどのような意見があるのか、そういったものを募っているところでございます。

委員：御説明ありがとうございます。行政改革審議会ということでございますので、1点、意見を申し上げさせていただきます。

ふるさと納税のほうですけれども、そのときの状況によって増えたり減ったりというのは当然あるだろうと思います。確かに最近は災害の支援というのは、皆さん善意で支えたいということで、大きな災害があったところには返礼品なしのふるさと納税をするということが全国的にかなり増えてきています。だから、こういうのはきちんと活用していただくというのは非常に大事だと思っています。ただ、それとは別に、通常の状態でのふるさと納税についても、県はどのような方針でふるさと納税の制度に関わっていくかということは当然決めて進めていく必要が恐らくあるはずだと思っています。つまり、県の政策の一つとして行うわけですから、どのような目標を立てて、その進捗管理をどのようにして、そのためにどれだけのお金とマンパワーをかけるのか、資源の配分という意味でも、金額でなくて構わないと思うのですが、やはり何らかの形での政策目標を設定して資源の投入をするということが必要であろうと思います。その点では、災害の部分などとは別に分ける形で、きちんと内容を分析して次につなげていただくというのがEBPMにも資すると思いますので、ぜひ今後、御検討いただければと思います。

副会長：いかがですか。

県側：今、委員御指摘のとおりだと思っています。税務課としても、県の寄附は増やしたい、それで歳出のほうにいい形で還元できればなと考えております。ですので、ふるさと納税については、今の意見をしっかり受け止めまして、どのような形でやるのが一番いいのかというのはしっかり検討させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。企業版ふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。次の議題の公共施設の話とも関わってくるかと思うのですが、県の施設の改修ですとか整備への企業版ふるさと納税の活用というのを検討しておられるかどうかということをお教えいただければと思います。基礎自治体などでは、例えばスポーツ施設の改修ですとか、そういったものによく企業版ふるさと納税を有効活用

しているケースなどもあるかと思いますが、その辺りの状況と方針をお教えいただければというのが1点でございます。

それから、もう1点、これも企業版ふるさと納税でございますけれども、施設ではないのですが、いわゆるスポーツイベントですとか文化イベント、この10月にも福岡県のほうに主催に入っていて北九州市で世界体操・新体操選手権が開催されますけれども、そういった大規模なイベントなどへの企業版ふるさと納税の積極的な活用ですとか、その辺りの状況についてもし提示いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

副会長：お願いします。

県側：企業版のふるさと納税でございますけれども、これにつきましては、ふるさと納税で今、企業さんのほうに提示している事業としましては、バイオ産業拠点化推進事業であるとか、それから立花宗茂、こういった地域活性化事業、そして県立美術館の基本計画策定事業であるとか、あと、障がい者アスリート強化拠点事業、そのほかにも実は3つぐらいあるのですが、こういったものを提示しまして、福岡県を応援してくださいという広報に励んでいるところでございます。ですので、こういったスポーツイベントであるとか、あと、施設、こういったのにも企業版は活用していきたいと考えております。それから、先ほど私のほうから少し触れましたクラウドファンディングにつきましても、これは事業を絞っていく必要性があるかと思うのですが、魅力ある施設とか、例えば先ほども申しました県立美術館とか武道館、こういったものがそこで出せるのであれば出していきたいと考えているところでございます。

委員：ありがとうございます。今もう既に取り組んでおられるということですか、あるいは今後の可能性も検討いただくということで、大変心強く思っております。いろんなスポーツイベントや文化イベントというのは、地域のにぎわいづくり、県のにぎわいづくりのために必要、かつ、一方でその経費をどうするかという非常に難しい問題があります。また、そういったものを開くに当たっては、やはりハード面の改修ですとか整備といったものが必要になりますので、そういった部分でうまく企業版ふるさと納税を活用いただいて、企業とともに県、自治体のほうで環境を整えていただければと思います。どうもありがとうございました。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：御説明ありがとうございました。ちょっとほかの委員さんともかぶるかもしれないのですが、先ほどふるさと納税ですとかクラウドファンディングという新しい取組での財源の確保を検討されているということなのですが、通常、この辺りの計画というのは、先ほど目標がないというお話だったのですが、目標がないと、例えば公開する場合のサイトをつくるとかマーケティングをするといったときに費用が発生すると思います。そのコストが発生するといったときのコストに対す

る考え方は、目標がないと立てられないはずなのですが、ここは目標なく進んでいく、コストも幾らかかるか分からないというような感じなのですか。

でも、K P I が不在中でどういうコストを使っていくのかという配分は、そもそもコストカットをいろいろされている中でやらないといけないということも重々承知ですけれども、目標がない中でやるということは、新たなコストが発生していくというように聞こえてしまうので、そこはどのようにお考えなのかなというのが1点。あと、ここをなぜ私が指摘しているかという、この後出てくるであろうE B P Mの話というのは、今私の関わっているほかの省庁でもよくお話が出ておりますけれども、E B P Mのエビデンスがない中でのデータ、先ほどもほかの委員さんがおっしゃられていたように、今までの満足度の調査ですとか、どれぐらいのコストをかけた上でどのぐらいの寄附が来たのかということ进行分析していない中でやるには、E B P Mの導入に関しても全然意味がなくなりますので、データに基づいて実証していくということがこれから重要になっていく中ではどのような計画で進まれるという感じでいらっしゃるのかなというところをお聞きさせていただければと思います。

副会長：後者はまた後でもありますけど、この段階でまずお聞きできることはお聞きしておきたいと思います。では、お願いします。

県 側：まず、クラウドファンディングの目標の立て方、そういったものでございますけれども、クラウドファンディングはまだ発進していないというか、制度としてはまだこれからというところがございます。クラウドファンディングで事業を選定しまして、目標額をそれから設定すると。この目標額というのも、事業にかかる金額、それから、あとは、寄附者にとってこれが実現しそうな金額なのかどうかとか、自分が寄附をして貢献できそうな金額なのかどうかとか、そういった多角的な検討が必要なのかなと考えておるところでございます。ですので、クラウドファンディングをするにしても、その事業を選定して、あと、目標額の設定というのはまだこれからという状況でございますけど、目標はそこでしっかり立てていくということは考えているところでございます。

あと、満足度の調査についてでございますけれども、これも先ほど申しましたように、クラウドファンディングとかそういったものはこれからの施策というところもございまして、しっかり意見を検討いたしまして、そこで必要であると考えておりますので、寄附者の満足度、こういったものについてはしっかり把握してやっていきたいなと思っております。すみません、ちょっと説明になっていないかもしれません。よろしく申し上げます。

委 員：要は、私が言いたいのは、計画を立てるに当たって、かかるコストが必ず出てくると思うんです、人だとか。例えば、ふるさと納税も含めて、そういうお知らせをするために誰かにデザインを頼むとか、いろんな人たちが関わってくると思い

ますけれども、そういったときにかかるコストというのが出てくる。それが赤のままそのプロジェクトが走るというのは、普通、民間で言うところとあり得ない話なので。ちゃんと利益ベースでできているのかということもきちんとやっていかないと、EBPMに乗らないよという話も含まれているので、KPIがそもそもプロジェクトごとに設定されているのかどうかというのは、この件だけではなくて、収入の話だけではなくて、出ていくコストに関して、実際にプロジェクトごとに収支の管理をしていくことはすごく重要だと思います。これから新しく考えられることと今までやってきたことに関しては、絶対に赤を出してはいけないような話ですから、そこをきちんと管理していくというのがこの行政改革でとても重要なのではないかなと思ったのでお話をさせていただきました。

なので、収支の計画と、計画をそのとおりに実行するというのはもともと行っているんじゃないかなと思うのですが、新しいことに対しての目標値が設定されていないというのは結構重大な問題だと思いますので、そもそも今どれぐらい収入が足りていないから、ここでどれぐらい見込めそうかというような予測を立てて、その予測からコストを算出して、これぐらいの予算の中で実施していこうという計画を立てられるのはすごく改革としても重要なのではないかなと思って、意見を述べさせていただきます。

副会長：いかがですか。

県側：今の御指摘の趣旨はよく理解しております。費用対効果とか、そういったものはしっかり把握しながら事業を進めないと、せっかくやっても全て赤が出るということになってはいけないと考えております。

幸い、ふるさと納税、こういったものについては寄附額の3割程度に抑えるという国からの指摘がございます。それにかかった費用が若干上乗せになるところでございまして、そこら辺のかかった費用、こういったものについてしっかり把握しまして、効率のいい事業を目指してやっていきたいと考えております。

副会長：最終的には、今の御指摘にあったように、やっぱり費用対効果があるか客観的に見ていくことが重要になりますが、それにつなげていくに際しても、まず現状でどのぐらいのパフォーマンスにあるかというのをもう少し数字で客観的に見ると分かりやすくなると思うんですよ。それで、例えば税の徴収対策の部分で言うと、全市町村分か、県分も含めてなのか、徴収率がありますよね。今、現年分、過年分で県、市町村を合わせて徴収率がどのぐらいになっているのか。県だけで見られるのか分かりませんが、それがどうなっているかというのは多分、手元に数字がありますし、企業版ふるさと納税に関しては、結局、産品が送られてこないということがあっていまいち受けていない、使われていないのですが、逆に、企業版ふるさと納税を前提に地方創生関係の交付金が交付されたりだとか、幾つかは企業版ふるさと税の活用をセットに基金を取れるような仕組みになっていたり

します。それらの獲得実績を見ると、現在どのぐらいこの企業版ふるさと納税を活用できたかが分かると思うのですが、これが、現時点で福岡県ないしは福岡県市町村はどういう状況になっているのか、分かりましたら教えてください。

県側：今の委員御指摘の数字ですけれども、今すぐ明確に出せるものがございません。申し訳ございません。

副会長：それでは、確認をお願いします。それとあと、あわせて、今回、行革の話の中で税ということを考えますと、今、税目別の対策は、全国でやられているような努力を福岡県さんも一生懸命やられているというのは分かりました。ただ、こうした中で、今いろいろ市町村のほうも、特に県だと県民税と連動してくるのですが、それこそ徴収の仕方が曲がり角になってきていて、町村会の代表の方もたしか関係することを言われていましたが、デジタル化が進んでいく中で市町村のシステムがデジタルになってきて、その中でシステムに合わせて徴収していくような体制になって、その応援の仕方が必ずしもアナログで応援していくような状況ではなくなっている側面もあると思います。

一方で、これは福岡県さんも積極的に参加されて、全国の税の共同機構の中で一部代行したりだとかシステムをやったりだとかという形になってきて、市町村のほうは直接、税の共同機構のほうと業務をする、ないしはそのシステムを使うような形になってきて、今後、県が市町村の徴収対策として何をすべきかというのが難しい時期になってきていると思います。県によっては一部事務組合をつくったりですとか、県の独自の機構をつくったりですとかいうところに踏み込んだところもありますけど、必ずしもそれがうまくいっているとは言われていないところもあると思います。

大きな方向として、市町村と県で今後、税収の体制整備をどうやっていくような考えになっているのか、そここのところを今の感触でもいいですからお聞かせいただけたら幸いです。いかがでしょうか。

県側：デジタル化についてでございますけれども、これは先ほど話に出ました共同機構、ここで市町村税の扱っている税目の対象拡大であるとか、そういったものをやっているところでございます。県についても、市町村税について検討を一緒にやっているという状況でございますけれども、まず対象税目の課税であるとか、そういったところでの連携が前面に来ていまして、徴収対策、そこら辺の取組についてまだ我々もあまり情報を把握できていないという状況でございます。ですので、そういう市町村のニーズ、それから我々のニーズを共同機構のほうにもしっかりと連携を図って言っていきたいなどは考えておったところでございます。徴収対策について、共同機構とこういう形でやっていこうとか、そういった話というのはまだ出ていない状況でございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。それでは、お願いします。

委員：ありがとうございます。1点お伺いします。7ページの県有財産の有効活用についての課題のところの①で、接道条件や形状等が悪い土地が売却できずにそのまま残っていると書いてあるのですが、実際、接道条件を修正するというのはコストの問題とかいろいろあると思うのですが、費用対効果の可能性が見いだせるところで例えば形状の修正ですとかをすれば、売却につなげることができる場所があるのではないかというような部分について、御検討されたりということはなさっていらっしゃるのかどうか、お教えいただければと思います。

副会長：お願いします。

県側：財産活用課でございます。おっしゃるように、道路の状況はなかなか難しいところでございますが、形状等のほうでございます。例えば規模が大き過ぎるとかいう中でなかなか手を挙げにくいところであれば、分割とか、そういうことも考えられるところではあるかと思えます。

一方で、例えば道路を整備した残地とか河川を整備した残地、そういったものが多くございます。そういうものについては、その部分だけを購入するということは一般には大変厳しいものがございまして、そういうものにつきましては、隣接している土地の所有者の方に積極的にお声かけさせていただいたり、そういう対応を図っているところでございます。

委員：ありがとうございます。

副会長：県有財産の有効活用、これは、対象未利用地は全部で増えているんですか、減っているんですか。どうなのでしょう。

県側：財産活用課でございます。もともと年度当初にあった未利用地の売却等が進んでいきますと減っていく。一方で、例えば事業が終わって施設を取り壊した後とか、先ほど申しましたように、道路の整備が終わった、河川の整備が終わった、そこで残地が出てくれば、その分がまた増えてくるということになりますので、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、いたちごっこの状態になっているという現状はございます。

副会長：では、総面積としては大体一定ではなくて増えているんですか、減っているんですか。どちらでしょうか。

県側：大体とんとん、増えたりも減ったりもしていないという状況でございます。一定の面積が未利用地としては残っているというところでございます。

副会長：その点、後で数字は出してもらえますかね、どのぐらいになっているのか。

県側：はい、可能でございます。後ほど出させていただきます。

副会長：その他、いかがでしょう。

委員：御説明ありがとうございます。DXを活用して今回の計画をつくるということがありますので、その点辺りからお伺いしたいのですが、まず1つは、ふるさと納税について、年によって本当に大きなばらつきがありますけども、例えば平成2

9年は9,000万ですか、非常に多くの税収がありましたけども、令和2年はその半額ぐらいになっていると。例えば平成29年はどのような目的でふるさと納税をしてくださった方が多いのかということについて、先ほどあまり分析なさっていないというようなお話がありましたけども、感触としてはどんな感じなのかなど。やっぱり災害なのでしょうか。

それで、もし災害だったとして、2,480件もふるさと納税をしていただいているわけですけども、こういう方を追っかけて、例えば今の福岡県のいろんな定期的なお知らせ、あるいは今年もまた待ってますとか、そういうものをお送りになっているのかどうかですね。つまり、データとしてあるわけなので、そういう方にずっと継続的に追いかけたサービスみたいなものを行っているのかどうかということについてちょっとお伺いしたいと思います。もらって、はい、ありがとうございますで終わりではなくて、やっぱり継続的に何かお知らせしていくというふうなことが次につながるのだらうと思います。

そういうデータの活用という点からもう1点お伺いしたいのですが、これからビッグデータをいろいろ活用していくということになるだらうと思いますので、そういったときに、やはり来訪者、例えば福岡県で言うと、太宰府はすごくたくさんの方がおいでになっているので、太宰府に行っている方とか、あるいは筑後地方の温泉とか様々な農園、果樹園に行っている方とかがいらっしゃるかと思うのですが、そういう方にもう1つ足を延ばしてもらえる次のデータを提供できるような形、そこで1か所行くのではなくて、もう少し足を延ばして2か所、3か所と行ってもらえれば、そこで新たなものを購入してくれたりとかするわけなので、それが全体の収入につながっていくと思います。大分前にも申し上げたのですが、観光的なネットワークづくりというのは個別にいろいろ市町村がやっているかと思うのですが、やっぱり県がネットワーク化して、ここに行ったら近くにこれもありますよとか、ここにもこんないい温泉がありますよみたいな全体的に提供できるようなものを考えていけないのかと。そうすると新たな収入につながっていくのではないかと思います。そういう形でデータを使っていくというのがやっぱりDXの一つの意義なのではないかなと思いますので、その辺りについてお考えなのかどうか、あるいは将来の見通しというか、喫緊の課題とっていらっしゃるのかどうかという辺りについてお伺いしたいと思います。以上、2点です。

副会長：お願いします。

県側：1点目でございます。平成29年の2,480件、9,100万程度でございますけれども、これについては災害でございます。ここ4年、5年続けて災害が起きているところですけども、特にこの平成29年のときはひどかったと記憶しております。ですので、このときに飛躍的に伸びたというところがあります。

県側：2点目は、観光とかにDXデータの活用などをしっかりしていったら、それがひい

ては県全体の収入増につながっていくのではないかという御指摘かと思いますが、こちらは確かに収入につながるという側面もあるのですが、やっぱり観光振興という観点からしっかりデータの活用も進めるべきと思っておりまして、そちらについては、もう一方の行革大綱と並行して議論されている総合計画ですとか、あるいはDX戦略のほうで議論しております。そここのところの状況とかはまたぜひ次の会にも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、そちらでどうぞよろしくお願いいたします。

副会長：それでは、次、お願いします。

委員：私もふるさと納税で、今まで発言された方とダブるかもわかりませんが、例えば令和2年の4,300万という寄附額に対して、先ほどありましたように、コストがかなりかかっている、返礼品とか、あるいはアプリの会社に一定、手数料を払うと。ですから、どれくらい税収として福岡県の財政に寄与しているのかというのを数字として表した上で、どういうふうにやっていくかというのを検討したほうが良いのではないかなと思っています。そういった意味では、職員の手間とか、金額的にはアウトできない経費というのがかかっていると思っておりますので、そこら辺も可能であれば少し教えていただきたい。あとは、県産品の販路拡大であれば、例えば農産物であれば農林水産の政策、そういった同じような政策をやっていると思っておりますので、そこの兼ね合いをどのように整理をして、どのぐらい力を入れてこれに取り組んでいくのかというのでも検討が必要かなと思っています。

あわせて、例えば福岡県に在住の方ではほかの自治体に寄附をされている方も多分いらっしゃると思っておりますので、それがどれくらいなのか。関東とかあちらのほうは出ていくほうがはるかに多いと聞いております。都市部のほうが税収は減っていると聞いていますが、そこは一定額、地方交付税で後ほど補填されると聞いておりますけど、そこら辺の額的なものも分かれば教えていただきたいと思っております。

副会長：お願いします。

県側：まず最後の質問から答えさせていただきます。福岡県が令和元年度に受け入れた寄附金額が600万余りございます。これが制度上は令和2年度のふるさと納税に係る寄附金の税額控除、これは県民税に反映していくのですが、これについては28億余りでございます。これで、ふるさと納税の寄附金の税額控除の減少分については75%が基準財政収入額に反映されるということですので、そのような25%、これが7億程度ございます。ですので、福岡県は人口が多いのでほかの県の市町村、こういったところにふるさと納税をされる方も非常に多くて、7億弱、税収が減っているというような状況でございます。

それから、1点目のふるさと納税のコストの関係でございますけれども、前にも質問があった委員の方にはお答えさせていただいたのですが、総務省の指導によ

りまして、寄附金額の3割程度に返礼品を抑えると。福岡県もそうなのですが、手数料、こういったものを合わせている自治体も一部あります。それからあと人件費、こういったものの試算がまだしっかりできてないということで、それはしっかり把握しておかないといけない、要は費用対効果をしっかり把握しておかないといけないと考えております。

それから、2点目に質問がございました県産品については、農林水産部と連携して、こういったものを対外的に返礼品として出していくのかとか、そういった情報というのは農林水産部としっかり連携しながらやっております。あと、例えばロットの問題であるとか、それから季節ごとの出せる、出せないもございますので、そういったことは農林水産部と計画的にやっているところでございます。以上です。

副会長：よろしいですか。それでは、次、お願いします。

委員：皆さんいろいろ御質問したので、簡単に1点だけ。税収の現状のところなのですが、未収額の推移を見させていただくと、これは個人県民税、自動車税の金額ですよね。非常に多いなとちょっとびっくりしたのですが、その下に税収確保の対策とあって、これについては件数ということだと思うのですが、差押えの件数とかは令和2年で7,032件という感じで記載されているので、税の未収がこのぐらい金額があつて、確保が件数ということになると、この件数、確保して、差し押さえるのが5,612件だったら、金額を出すのはどうなのか分からないのですが、結論的にどのぐらい確保ができたのか、残りはどのようになっているのかみたいな……。金額と件数の対比だとちょっと分かりにくいなと感覚的に思ってしまったので、恐らくきちんとされていて、県からの資料にはこういう載せ方だったのかもしれないんですけど、ここだけ分かるようにしておくとかちょっとありがたいなという気がしました。

全体的に見ると、県で過去最大のマイナス、これだけ県債の残高があつて、それでも1人当たりはそんなに大したことはないみたいな感じだったので、これが株式会社だったらとんでもないことになっちゃうな、税収の見込みとかを踏まえてしっかりやっていかないといけないと思ったのと、他県との比較とか、先ほどどなたかがちらつと言われたかもしれないですけど、同じような人口とかでどうなのかとか、ふるさと納税をうまく活用できている県はどうかとか、他県の状況を知るから福岡県で比較してみても良いのではないかなと客観的に見て思いました。

副会長：どうですか。

県側：まず、差押え件数と収入未済額の関係ですが、差押え件数は、もともと滞納になって、職員が電話をかけたたり、文書を出したり、臨戸をしたりして入った分も十分あります。それでも入らなかった場合、差押えという処分に入るのですが、そ

の中には調定額、課税した金額引く収入額が収入未済額になります。だから、うちのほうが6,000億ぐらい大本の調定額がありますので、それに比べて未済が92億という形になっております。最初の調定に比べると収入はかなりあると判断はしております。

この92億でございますけど、この中には、先ほども説明があったと思いますが、コロナによる徴収猶予という金額も含まれております。それが23億ほど入っております。それに通常の課税の徴収猶予とって、分かりやすく言えば、例えば軽油引取税なんかは2か月の徴収猶予が必ずあります。特別徴収義務者は納税義務者本人がカードで払いますので、それは2か月後に落ちるということで、法的に認められた徴収猶予もございます。そういうのを含めると、この分からかなり減ってくるものと思われております。他県との比較につきましてはうちのほうもやっております、合計でいきますと、うちのほうが47都道府県中、中位に大体位置しているところでございます。説明は以上です。

副会長：先ほどもありましたけど、結局、今の質問の骨格は徴収率の話が目安になるので、現年分、過年分の徴収率がどうかという数字を出してもらえば大体分かるころがあると思います。そんなところで、次回でも出していただけたらと思います。

あわせて、これは県が直接集めているのが自動車税ぐらいです。県民税は結局、市町村が集めているのに県が乗っかる形になっていたり、それから、地方消費税のほうは国が配分したりしていますので、県の直接の努力が自動車税とかは出やすいのですが、あとは市町村を介して、ないしは市町村を応援してじゃないと上がらなかつたりするので、県としては対策が立てやすいところとなかなか立てづらいところ、両方あるという特殊性があって、今後、この徴収体制をどうしていくかということ自体が長い目では大きい課題にはなっているということなのだと思います。そうした中で、今はどのぐらいのパフォーマンスになっているかというのを、先ほどから数字の話もありましたので、数字で客観的に示していただけたらと思います。よろしいですね。

県側：はい、分かりました。

副会長：それでは、以上でよろしいでしょうか。それでは、次の資料3のほうに進みまして、この資料3が終わったところで1回、休憩を取りたいと思います。それでは、資料3の説明をお願いします。

(県側説明) 資料3 歳出削減の取組み

副会長：この事業につきましては、先ほどからも幾つか関連した質問が出されておりますが、改めて皆さんほうから御質問、御意見ををお願いします。いかがでしょうか。

委員：職員住宅について伺います。施設がありますとどうしても維持修繕費が発生

しますので、民間の施設を利用した場合の比較等のシミュレーションとかをされたことがありますでしょうか。また、万が一、民間のほうがよければ職員住宅を全て廃止するという考えはありますでしょうか。それと、この入居条件をちょっと教えていただきたいのと、職員住宅に入居した場合、これは何十年も住めるのでしょうか。

副会長：では、事務局、お願いします。

県側：1問目の民間住宅を借り上げて入居した場合と職員住宅を維持管理した場合のシミュレーションは、申し訳ありません、今現在持ち合わせておりませんので、そこはちょっとお答えができないところでございます。

次に、民間のほうがよければ県職員住宅は全部廃止することは検討されていますかということなのですが、県職員住宅につきましては、人事政策上必要な施設として、我々は全部廃止するという方向で今現在検討はしていないところではあります。先ほどから申し上げておりますように、入居率が低かったりですとか、いずれ老朽化していったコストがかかってくるということになれば、効率的な行政運営の観点から、廃止を検討していくということもやむなしと思っております。いずれにしても、今の現段階で全廃ということはまだ時期早尚かとは思っておりますが、そういう方向も見据えた上で、今後、計画的に考えていく必要があるかと思えます。

それから、入居条件につきましては、まず、通勤が困難であること、いわゆる人事異動がありまして発令があった場合に、通勤時間が男性の場合は90分、1時間半を超える場合、女性の場合は60分を超える場合につきましては、通勤困難者として職員住宅の入居を認めているところでございます。あと、新規採用職員でどうしても職員住宅に入居しなければならないような状況でありますれば、職員住宅に入居を認めているところでございます。入居の期限ですけれども、最大10年まで入居できるということにしておりまして、10年を超えての入居は特別な事情がない限りは認めていないところでございます。

副会長：よろしいですか。それでは、ほか、いかがでしょうか。では、会長、お願いします。

会長：これは意見なのですが、データの利活用のところの話が出てまいりました。データの利活用は当然、一番大切なところ、コアなところではあるのですが、その基となるデータそのもの、デジタル基盤のデータそのものをきちっと共通化して県庁内外で使えるレベル、あるいは国との連携も含めて、そういうデータのつくり込みというところが今から極めて重要になってくると思えます。そういう意味では、そういうデータを使ってまた新しいことが起こると。今、使えるデータというのは内部的にも今から整理、棚卸しをしなきゃいけないとおっしゃっていただけますけども、これを外で使える形にまたもう一回やり直すという大きな作業が待って

いると思いますので、そのところは総務省、デジタル庁等々をつるんで、ぜひ県庁内外で使えるような全国統一のデータに広げていただきたいと思います。データを使って何かやろうという人は実は山ほどいるんですね。ただ、今のところはデータがないというのが日本のかなり大きな問題だと思いますので、サービスの目線、県民側の目線で、こういうことができたらいいいものをつくっていくときにデータがどんどん必要になっていきますので、当然、その中で組織の効率化もスリム化も出来上がってくると思います。そのデータをきちっと整理するというところから始めていただきたいと思います。意見でございます。

副会長：いかがですか。お願いします。

県側：デジタル戦略推進室です。まさに会長おっしゃるとおりで、昨年12月に国が出したデータ戦略の中にもまさに同じようなことが書いてありまして、まず、国とかほとんどの業界団体によって統一されたレイアウトとか、標準化された仕様の下にまずベースレジストリーが整理されて、交通とか、流通とか、そういうそれぞれの分野が横断的に整理されていって、最終的にはデジタル社会等を実現できる。喫緊で言えば、スマートシティとか、スーパーシティとか、そういう社会実装が始まると。

そういう青写真をデータ戦略の中に書いてあるのですが、県庁の中でも、この課題にも書いてありますように、隣の課が持っているデータとかは恐らく共有されていないのがほとんどかと思います。オープンデータとして公開されていても、各自治体が公開するオープンデータのレイアウトが違うということで、使う側にとっては非常に不便、レイアウトを合わせてほしいというのはいずれ必ず来ますので、国がやっている共通化の動向を見ながら、県庁の中でも、ここで申しますように、そういうワーキンググループをつくりながら、中のデータを使いながら、それが外でも便利に使えるように、今後、検討を進めていきたいと考えているところです。以上でございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。それでは、次、お願いします。

委員：このEBPMを使うときは、政策を立案するとそのまま日本語で書いてあるとおりで、何を自分たちで使うのかというところから整理していかれるといいと思います。というのは、県のオープンデータは、PDFとか、適当な形式で上がっているのはあれですけども、そうじゃなくて、まず使うデータが何かということ整理していかないと、データが膨大にあり過ぎて、要らないデータまでオープンデータにしてしまっても作業の意味がないので、まずは御自分たちで使われるデータでEBPMに沿った施策をどのように立案していくかというところで、使うデータは何かというのをきちんと内部で整理されるのが一番早いかと思います。今あるオープンデータ全ての形式を合わせてとか一遍にやろうとすると絶対に失敗しますので。

オープンデータという、もちろんデジタル庁ができましたので、そこを回していくのがこれから必要になってくると思うのですが、そこに合わせたDX戦略室、今、そういった対応をする部署があると思うのですが、多分、個別につくってやっていかないといけなくなるのではないかなという話が私たちの業界でも出てくるくらいなので。例えば東京都がやっているように、データを基に政策を打っている、コロナの対策とかそういうことをやっていると思うのですが、そこに準拠していくような形の方向性になるのかなというのは業界的に話が出ています。

そこを併せて、組織体系とデータの整理、まず何を使っていくかということを引きちゃんと整理してスケジュールを立てないと、いつまでも多分終わらないと思うのですね、分からない人たちがやっても。データといっても、私たちもAIとか量子コンピューターの仕事をしています、このデータの整理のところが一番時間がかかって物すごく労力がかかりますので、どうやってやるのだろうと。県とかだと相当の数のデータがあると思っているので、ちょっと想像ができないので、まずは、本当に自分たちでお使いになるところからオープンにしていくということが一番早いのかなと思う。私の質問というか、意見になってしまうのですが、そういうところから計画を立てていく、それが行政改革につながると思っているので、そのようにやられたらいいのではないかなというのをちょっと御意見として述べさせていただきました。

副会長：いかがですか。

県側：デジタル戦略推進室です。我々も実際のところ溺れるのではないかなという思いもありますので、まずは本当に小さいところから確実に成功体験を積んでいくような考え方をしなきゃいけないのだろうなど。何もかもやってアブ蜂取らずになる可能性も十分ありますので、その辺を考えながらやっていきたいなと思っています。ありがとうございます。

副会長：では、次、お願いします。

委員：御説明ありがとうございます。私も質問というか意見かもしれませんが、申し上げたいと思います。まず、最初の公共施設等の適切な管理・運営の部分なのですが、今の御説明ですと、これは今年度中に総合管理計画の改定を予定しているということになっています。(2)の今後の取組の方向性というところともしかしたら重なっているのかもしれませんが、やはりどのような改定を予定しているのかということは少しここで御紹介いただいた上で議論をする必要があるかなと思いますので、今回間に合わなければ次回かもしれませんが、その辺りを少し知らせてください。長期的にコストを捉えていかないと、やはり負担の平準化というのは非常に大事ですので、その辺りは具体的に検討したほうがよろしいかなと思います。

2点目としましては、職員住宅の件なのですが、こちらにつきましては、先ほど

入居率が低いものについては対策をせずに廃止をするという説明をいただいております。でも、どの施設がどのぐらいの入居率があるのかということは少なくとも今回出していただいた資料では分からないところでありまして、そういう意味では、ちょっと具体的な議論がここでやりにくい部分がございます。

あわせて、これは令和4年度から8年度までの改修が予定されているというスケジュール感なのですが、それで(3)の今後の取組の方向性ですと、これからどの施設を残すか残さないかという議論をするというステージなのではないかというスケジュール的なことも併せて確認をしたいと思っております。先ほどの平準化との関係もありますし、ちょっとスケジュールが苦しい形での進め方になるのではないかと、もう少し長期的にデータを積み上げて考える必要があるのではないかと考えたところです。

三つ目の事務事業の見直しの部分なのですが、これも御報告いただいた内容としては、平成29年度から令和3年度までの累積の成果を踏まえて次のステップということで理解をしています。この辺りの具体的な事業の一覧はつけていただいているのですが、どういった成果があったのかという少し質的な部分も確認をさせていただけるとありがたいと思っております。金額ベースは出ているのですが、もう少し分かりやすいというか、具体的なデータを出していただきたいと思っております。

あわせて、令和3年度までの取組ですと、恐らくDXと働き方改革、今まさに求められている部分がどの程度その検証期間の中に入っているかというところはちょっとつかみかねますので、新しい行政との関係で足りないこの部分についても、もし把握されている分がありましたら御紹介をいただきたいと思っております。最後にEBPMのところですが、こちらは先ほどふるさと納税のときに私、申し上げましたので重ねませんが、似たような状況がほかの部署で起きていないかという点は確認をしていただきたいと思っております。PDCAで進捗管理をしているはずなので、それができていないのであれば、それを行うためのデータを新しくつくっていただくということも必要だろうと思っておりますので、それが必要な部分ではつくっていただく対応。あわせて、データをオープンにするという観点では、恐らく進捗管理で使っていたときに取っていたデータをオープンにして供用していくというところは割と直近でできることではないかなと思っておりますので、この辺りを御検討いただければと思います。今の段階でもし何か教えていただければお願いいたします。以上です。

副会長：それでは、4点、お願いします。

県側：財産活用課でございます。では、最初に、公共施設等の総合管理計画の改定について、どのような内容かというお尋ねでございました。内容につきましては大きく3つ掲げております。

まず、御説明の中で申し上げました中長期的な経費見込みの精緻化。これにつきましては、28年度に計画いたしました総合計画、その後、およそ4年から5年かけまして一つ一つの施設の個別施設計画ができましたので、それらに掲げてあります数値を総合計画にフィードバックしていくという作業を行います。それと併せまして、内容につきまして、そのかかる費用が普通会計なのか公営事業会計なのか、またそれが建築物に対するものなのか橋梁などのインフラ設備に関するものなのか、維持管理が修繕、改修、更新のいずれに当たるものかという内容で計上してまいります。

それと、二つ目に、数値目標の設定を求められております。これにつきましては、具体的にこの取組を行うことによります施設の改修、修繕等に係る経費の縮減、これをもちまして目標値の設定としたいと考えております。

三つ目に、その他の計画の充実ということで、過去の対策実績、どのような対策を行ってきたか、また、施設保有量の推移であるとかユニバーサルデザイン化の推進の方針、これらを盛り込むように総務省から求められておりますので、これらについて改定を行っていきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

県側：続きまして、職員住宅の件についてお答えいたします。まず、個別施設計画では、令和4年度から8年度までに各長寿命化計画に基づきまして改修を行うとしている一方で、入居率等の向上の取組を行ってもなお改善が見られない住宅につきましては、こうした改修を行わずに廃止することを検討するという一方で、具体的に、タイムスケジュールですとかスパンのほうはまだ少し遅いのではないかと御指摘につきましては、私どもとしては、1番目に職員住宅の入居率向上をまずは図りたいと。そのためにも施設の改修等を行いまして、できるだけ入居していただくような形を図っていきたく思っております。

これを行ってもなおどうしても入居率が上がらない施設につきましては、資料のほうでも説明しておりますとおり、現在、入居率が非常に低い住宅は2割というところで、主に世帯用の住宅のほうが入居率は低いのですが、そちらにつきましては、まず、单身の方の入居も含めて認める等の入居条件の緩和等も行いながら、今現存している施設をできるだけ最大限有効活用する手だてを図っていきたく。まずはこちらの対策を先にやりたいということでございます。

それでもなお、あと数年程度……、ちょっとここは具体的に年数が言えないので申し訳ないのですが、そういった状況で一定の入居率の改善が見込めないものにつきましては、関係機関と協議しながら廃止に向けた検討をしていきたく思っております。以上です。

県側：財政課でございます。事務事業の見直し結果についてということで、今公表している結果を見られているということだと思います。例えば事業を廃止しましたとか、

効率化を図りました、改良しましたなどの出し方なのですが、御指摘は質的な部分ということで、例えばICT化とかDX化、これらを導入することによってこういうところが削減につながりましたとか、そのような結果を示すことも大事じゃないかと。その前に、そういうものを達成することによって、どう今後の5年間を見直していくのだというところももちろんかと思えます。それから、昨今、働き方改革というのも大きなテーマで、見直しを行っていますので、それに対応したところの見直しはどうやってできるのかとか、事業の見直しにどうつながるか、そういったものを、次期計画を立てる段階で考えまして、またその結果は毎年出しておりますので、どういった報告の仕方をするかも含めまして検討をさせていただきたいと思えます。

県側：最後はデジタル戦略推進室です。恐らく御質問にあったように、効果検証のためのデータ、PDCAのチェック、アクションまで含めたデータの検証を共有できているか、把握できているかと。恐らくそこが我々はできていないと思っております。やっている部署はあるとは思いますが、それが標準化になっているかという、それはまた違うのではないかなと思っております。

EBPMは、データに基づいて仮説を立てるだけじゃなくて、当然、その結果についてもデータに基づいて検証すべきであろうと。それはそのとおりだろうと思っております。その検証結果のオープンデータ化につきましては、オープン化することによって利活用もしくは行政の透明性の証左になるとは考えておりますけれども、先ほどもございましたように、何でもかんでもはやはりできないだろうと私も思っておりますので、EBPMにきちんと乗るようないい事例をまず見つけて、それを皆さんに勉強とともに使っていただいて広めていく、これがやはり実直な道であろうと今思っているところでございます。以上です。

副会長：よろしいですか。

委員：はい。御説明ありがとうございます。今回御紹介いただいた分野は、どこも改革がかなり難しい分野だと承知しています。ですので、あえて時間的な観点からスケジュール感をどう捉えるのかであるとか、あとは、直近の成果をどのように反映して次につなげていくのかというところはエビデンスでしっかりやっていく必要があるかと思えますので、これまでもやってきた流れの中で、今後どうするかということ、データをベースにしっかり御検討いただきたいと思います。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。オープンデータ化の話なのですが、先ほど津田会長がおっしゃったように、県庁内外で使えるオープンデータ化をというものがあって、もちろん私もそのとおりだと思うのですが、基盤づくりとかはいろいろあるかと思うのですが、県庁内のほかの委員会で実は一つの課内、一つの部署ですね、でもデータの共有ができてない、ある係は持っているけど別の係はそのデータがあ

るのを知らなかったみたいなのがつい最近ありましたので、課内で共有していただくとか、そういうことも棚卸しをしていけばできることかと思うのですが、最初の一步はその辺りからかなという感じをちょっと受けています。それから、もう一つは、県庁の中にある行政データだけじゃなくて、例えば国が持っている、必ずしも e-Stat などにも上げられていない福岡県分のデータというのがあります。例えば労働力調査の福岡県分とか、そういうのは直近の分はオープンにされていないのですが、そういうのはすごく大事な部分だと思うので、やはり国が持っている福岡県分というふうなものとの連携、共有もぜひ進んでやっていただきたいと思います。

副会長：いかがですか。

県側：デジタル戦略推進室です。隣の係の持っているデータも実は知らなかったという話、これは仕組みというよりもほとんど文化の世界かなと思っております。「DX」のXは文化とか意識の変化というのを含んでおります。それもその辺が出発点になっていると思いますので、その辺はまず皆さんにいろいろ啓発をお願いしなきゃいけないところかなと考えております。

2点目は、国が持っている県のデータがあって、それは公開される前のものだったりして、実はあるのだけど県の人知らないよというのがあります。我々も恐らく知らないのが結構あるのではないかと、棚卸しをしてみれば分かるかなと思いますので、それが、本当に皆さんが使えるとなれば、こういう皆さんでワーキンググループとかの仕組みを通じて、公開の在り方とかを今後、十分検討してまいりたいなと考えております。ありがとうございます。

副会長：お願いします。

委員：1点だけ。11ページの事業点検による事務事業の見直しのところなのですが、(2)に課題が3点ほど列挙してありまして、特に③に書いてありますように、この間、長期にわたってずっと管理費と事務費の削減をやってきて見直しの余地が少なくなっているとか、非常に超えることが難しい課題が3つ挙がっていると思うのですが、今後の取組の方向性についてはそれらの見直しを行っていくということになっておりますが、ここは財政改革プランとの兼ね合いも非常に出てくるのだろうと思っています。具体的に、このような課題の解決に向けてどのような考えでやっていくのかということをもし考えてあれば、あるいは、それはまた今後この会議の中で出てくるのかどうかということも含めて少しお尋ねをしたいと思います。

副会長：お願いします。

県側：財政課でございます。この3点のところ、1点目の対象経費が限定されるというところは非常に難しいのかなと思います。例えば人件費にしても、意識的に水準を下げないといけないということもありますし、人数を減らすとか、そのよう

なことになってまいります。社会保障費はいかにその議論を抑制するかというところがございますので大変困難と考えているところです。

二つ目の縮減困難と書いておりますのを少し申しますと、例えば、県立学校はもちろん県費で見えておりますけども、私立学校に対しての経常費の助成ですとか、そのようなものがこの経費の中に入ってまいります。

そういうことで、今言いましたように、25年連続でやっておりますので、よく事業担当のところからは、もう岩盤だとか、空雑巾を絞るようなということを言われておりますけども、不断の見直しを続けざるを得ないと考えておるところでございます。今までもそういった中でテーマとか分野とかを決めてやれるものはいろいろやってきておりますので、先ほど委員の先生から御指摘いただいた、それこそICT化とかDX、その辺を活用した場合にどう事業の見直し、経費の見直しにつながるかというのをよく勉強しまして見直しにつなげてまいりたいと考えています。

副会長：私のほうからも最後に。大分重なるのですが、この事務事業見直しは、今御説明がありましたし、それからこの審議会でもずっとやってきましたが、県の事業に関しては、もともと額の低いものですとか、市町村と一緒にやっているので市町村事業を評価しなきゃできないものですとか、調整とかにしか使っていないようなものが結構な割合であるので、それらも含めると単費全般、一般財源部分の対象経費が結構限られるし、なおかつなかなか手数をかけて見直せない事務事業が結構あるのは事実だと思います。ただ、人件費全般がみんなそれに該当するのかどうか、社会保障費も、どこまで社会保障費に入れているか分かりませんが、これがどこまで該当するかということを見ると、いわゆるEBPMで手数をかけてやるべき事業の基準をもう少し透明化して、今までは特に審議会まで上がってくるときは委員全員で考えると見直しができそうなやつが上がってくるのですが、どういう基準で選んでいるのかということも含めて、少なくとももう少し対象事業の透明化を図って、特に額の大きいものについては、どうして対象事業から外れたのかということに関してもやっぱり一定程度説明するような工夫が必要ではないかという気がしてまして、やるべきものはしっかりやるけどやらないことの説明もしっかりするというのを併せてできないのかというのが1点です。

それから、2点目は、公共施設の総合管理計画の見直しはしっかりやってほしいのですが、今、見直しの動向を見ていますと、これはもともと対象市町村が多いのですが、県で言うと、県が県有施設の固定資産台帳、固定資産税じゃなくて自分のところの固定資産をしっかりと台帳管理していて、それがシステム化されているかどうかというのが統一的に維持管理できているかどうかの一つのメルクマールになってきているような感じがします。これが県で今どういう状況になっている

かというのをお聞かせいただきたい。

それから、最後に、今日、職員住宅の話がありましたが、普通は職員住宅の前に県営住宅がどうなるかという話が大抵あるんですよ。これはちょっと区分けが違うので別なときに出るのか、県営住宅はどういう扱いになるのか、このところをお聞かせいただけたらというのが3点目。いかがでしょうか。

県側：財政課でございます。事務事業見直しのところでございまして、これは毎回、この行革の中でも見直したものについてのみ御審議いただいているというところで、実際、今回、課題の中で見直せない経費がかなりあるということをおっしゃるので、なぜ見直せないのか、見直しができないところをきちんと示して御審議をいただくというような御指摘だと思っております。これにつきまして、申し訳ございませんけど、きちっと受け止めまして、今回の行革審の中でお示しをできるのかどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

県側：財産活用課でございます。県有施設につきましては、固定資産台帳でそれが統一管理できているかというお尋ねでございますが、県のほうでは、公有財産につきまして、公有財産管理システムを構えましてしっかり管理しているところでございます。

県側：県営住宅の件について御質問がございました。福岡県では住宅供給公社において県営住宅の提供を行っておりまして、こちらについては前々回の議論の際に公社等外郭団体の見直しというのが一つ、テーマになっておりましたので、その中でどうするかというのを必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

副会長：では、長時間になりましたので、ここで1回、休憩します。時間が随分経過しているのですが、多分、最後の資料5はあんまり時間がかからないと思います。資料も割と簡単にいけるのではないかと思いますのでそんなに不必要に長く皆さんを拘束することにならないように頑張りますが、オンラインで結構疲れていますので、取りあえず4時20分まで休憩ということでお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

副会長：それでは、残りになります。今度は資料4になりますね。これについて、事務局のほうから説明をお願いします。

(県側説明) 資料4 組織のガバナンス強化

副会長：ありがとうございます。それでは、意見交換に移ります。いかがですか。

委員：今回、内部統制制度の推進についてということで、令和2年4月から内部統制の体制を整備して、今回、整備状況、運用状況のほうが実施されたということで、これは9月議会に提出ということなので、監査委員の意見をつけた内部統制評価報告書は、適正意見が出ているものなのか、その前段階で重大な不備というものが何か検出されているのか、それを今、公表できるかできないかちょっと分からないですけど、例えば何らかの重大な不備があれば、もしよろしければ教えていただきたいなど。

副会長：お願いします。

県側：内部統制室でございます。今、令和2年度の内部統制の評価がどうであったかという御質問でございましたけれども、まず、評価部局のほうからは手続が適当であるという評価をいただいております。監査委員につきましても、評価手続が適切に実施され、評価結果は相当であるとの意見をいただいているところでございます。重大な不備については、ないと御意見をいただいております。

委員：ありがとうございます。すみません、追加で恐縮なのですが、その中で、15ページの財務会計事務の適正な確保のところだったかと思うのですが、現状・課題の2つ目のポツで、これは内部統制前の監査だと思うのですが、監査等においては依然として不適正な事務処理として指摘等の対象となる事案が発生しているのですけれども、内部統制は適正に整備、運用されていて、ここはどういった不適正な事務処理が発生しているか、具体的に教えていただくことは可能でしょうか。

副会長：お願いします。

県側：会計課でございます。監査委員事務局のほうでは、財務規則等の規定にある程度沿っていないものにつきまして、特に監査の結果として報告すべきものを指摘事項ですとか注意事項として公表しているところでございます。これにつきましては、内部統制の方の不備には該当しているのですが、内部統制の方ではそれがきちんと期間内に是正されているということであれば結果として重大な不備に当たらないという形になりますが、監査の場合は、それが発生した時点でこういうことがあったよと指摘するのが仕事ということになっておりますので、我々としては、是正はされているにしろ不適正な事務処理があった、そこは注意していかないといけないなどということで資料にある書き方をさせていただいているところでございます。

委員：ありがとうございます。そうしたら、今後は不適正事例も減っていく方向になるということで理解してよろしいですかね。

県側：おっしゃるとおりでございます。そういったリスク管理を徹底していこうということで始まった内部統制制度でございますので、当然そういう指摘が減っていかないといけないと思っております。

副会長：ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。セキュリティー情報関係

もありましたけど、どうですか。

委員：今ちょっと調べさせていただいたのですが、今回のようなセキュリティーの入札を落とされたところがネットワンシステムズさんなので、悪い会社ではないのでもいいのかなと正直思ったりしているところですが、内部監査はここも含めて全部ですよね。だから、会計も含めて今問題になっている全部の書類を内部監査してもらっているのか。終わったのでしょうか。

副会長：いかがですか。

県側：すみません、内部統制のことをおっしゃっているのでしょうか。

委員：内部統制、そうですね。多分、セキュリティーのところまで全部、監査が入ったということですよ。

県側：私どもがやっております内部統制は現段階では財務事務だけを担当としておりまして、そのほかのことにつきましては、それぞれの所管課でやっているということになります。

委員：じゃあ全体の監査というわけではないのですね。じゃあ、この情報セキュリティー対策推進のところは別に監査が入っているわけではなくて、情報政策課でやっているということでしょうか。

県側：情報政策課が情報の監査を順次やっている感じですね。

委員：そうですね。文書管理とか個人情報 の適正管理とかも企業だと大体監査対象になるので、どうなのかなとちょっと気になったので質問させていただいたところです。

副会長：いかがですか。

県側：県民情報広報課でございます。個人情報の監査につきましては、県の訓令で随時または定期的に監査をするというふうに定められておりまして、過去に漏えいが起きたところを中心に監査を行っております。そして、そういったところの取扱いが改善されているということは毎年度、確認しております。個人情報については以上でございます。

県側：文書管理について説明させていただきます。文書管理については、各所属の状況を毎年調査してまとめているということと、あと、文書事務は自己点検の表がありますので、そちらを各所属から提出してもらって点検を実施しているという形で、監査ではないのですが点検をしているということでございます。

委員：では、そこは縦割りなんですね。

県側：そうですね。

県側：人事課でございます。私ども、先ほど職務改善調査ということで御説明させていただきましたけれども、こちら監査ということではないのですが、総務部次長が職務改善調査監という職を兼ねておりまして、毎年、本庁出先機関に出向きまして、所属における不祥事撲滅を進めるという観点から、事務処理上の問題であ

るとか人事管理上の課題とかも含めていろいろお話を聞いて、事務指導も含めて適正な事務処理を行っているところでございます。

その中で、例えば文書の適正管理でありますとか、もし財務会計上の問題が起きればそういったことも含めてお聞きして指導を行っておりますし、先ほど申し上げました職員間のコミュニケーションのお話とか、職場が抱える課題を広くお聞きした上で、相談に乗りつつ必要な指導も行うというような取組を行っているところでございます。

委員：行政改革として考えるのであれば1か所でやらないと多分きついのかなと思って。個人情報の関連と、文書の管理の観点と、会計も多分今からIT化していくでしょうから、行政さんがクラウド会計にするかどうかちょっと分からないですけども、例えばこれからそういうクラウドとかという話になってくると、結局、さっきのオープンデータの話とかにつながってくるんですね。だから、DXとかデータの整理とかという話とトータルで設計しないといけないので、これは縦割りになっているとすごく、ツールはこれだけデータがどこにあるか分からないとか。これから例えばSlackのようなチャットのツールで職員間のコミュニケーションを図っていきますとか、リモートワークが出ますとかという話になったときには、必ずクラウド的なもので書類ですとか権限の管理、労働管理とかを物すごくやっていかないといけないので、一部署だけで解決できる話ではないので、県としてのトータルで見る部署が必要なんじゃないかなと思います。国に今、デジタル庁ができたのと一緒でして、そういう部隊がないときついので、そういうところを補完しないといけないのではないかなという気が今までいろんなお話を聞いて思いました。

体制的なところでDXというのが根本に掲げられていましたけれども、それを使う上でのツールの選定ですとか、どういうルールで運用していくとか、そういうのも、きちんと県としての共通基盤を動かしていくといったときには多分、一部署がトータルで管理していかないと共通にできないので、オープンデータの話とかのところまで落ちていかないので、大丈夫かなという気も。

私の役割は行政改革ということで意見を言うという立場ですから、今こういうお話をさせていただいていますが、私の立場から言うと、そういう各部署に管理を任せるとするのは、リスクが物すごくあるので、ちょっと怖いなという気もする。根本的に見直さないといけないと思う。今そのDXのお話も進められているので、別委員会ができていても私は存じておりますけれども、そこがどのように動いていくのかというのは県全体で本当に考えないと。

福岡県というとやっぱり一番注目されている県だと思いますので、そういうことは多分、率先してやる必要があるのではないかな、リーダーシップを執っていかないといけないのではないかなと思っています。これは多分、熊本県ではないし、

佐賀県でもないなというのは思いますね。九州の一番大事な場所だと思いますので、福岡県として率先してやっていかないといけないのではないかなというのは非常に強く思っています。

副会長：いかがですか。

県側：行政経営企画課でございます。監査につきまして、様々なところで、縦割りでやるのではなくてまとめて推進していったほうがいいのではないかと御指摘かと思うのですが、文書管理、個人情報、適正管理、会計管理、情報セキュリティー対策、全部を通底して不祥事対策みたいな形になりますと内部統制室というところがある一方で、それぞれのところでそれぞれの観点から見えないといけない部分もあります。全部まとめて監査だけで一部局というのはなかなか難しいかなとは思いますが、今まさに一番進めていかなきゃいけないDXのところについては、情報政策課のほうで情報セキュリティー対策を推進していく中で、例えば会計が課題になるとか、文書管理が課題になるとか、そういったことがありましたら、もちろん会計課ですとか、うちですとか、個人情報だったら県民情報広報課とか、そういったところが連携してその対策に取り組んでいくという形になります。組織を一まとめにするというのはなかなか難しいかなとは思いますが、もちろん、しっかりそこは連携を取って進めていきたいと考えております。ごめんなさい、回答にはなっていません。

委員：でも、私は行政で仕事をしたことないのでちょっと分からないのですが、普通に企業として考えたときには、通常、そのような管理だとマネジメントコストとセキュリティーコストがめちゃくちゃかかってしまうので、やっぱり一部署できちんと考えてそれをやらないと例えば上場できなかつたりしますので、そこら辺は、この時代に来たときに連携します、で本当にいいのかな、行政改革ということを経営側として上げるときにそんなに悠長な話ではないのではないかなというのはすごく思っています。というのは、民間のほうはすごい進んでいるということと、あと、一般家庭の方々のほうが、ITリテラシーが上がっているということを経営側として考えたときには、行政がやっぱり後れているんですね。学校もそうですけれども。なので、そういったことは今までは逆だったけど、県民とか、そういった普通の方のほうが、リテラシーが上がっているという逆転のところもやっぱり時代に合わせて相当早いスピードで改革をしていかないと、これを5年とかでやっていたら、多分、どうなっているのかなと県民としては不安になりますよね。

副会長：では、会長、いかがですか。

会長：ありがとうございました。私も全くの同感でございます。特にDXになると、組織全体をどうまとめていくかという絵をしっかりと描いていくというのが最大の課題であります。同じレベル間で、ただのセキュリティーの話一つを取っても、組織全体でのセキュリティーということになりますし、文書管理も組織全

体で絶対やるべきだと思います。重い仕事にはなりますけども、これをやらないと、さっき言ったデータの共有とかいうのも絶対にできませんし、セキュリティーも絶対に成り立たないと。当社の話になりますけれども、例えばプリントアウトしたら誰がどの文書をプリントアウトしたかも分かる、上司の許可を取らないと絶対にダウンロードはできないという仕組みになっていまして、いろんな形でセキュリティーがあるのですが、インターネットとかは全体を物理的に遮断させてしまうとか、いろんなこの種のことは全体で構造を練って、全体でどういうデジタル的な組織をつくっていくかということから入っていかないと、これは今の積み上げからいくと絶対に失敗しますので、よろしくお願いします。

副会長：結構これは大きい意見だと思います。昔から行政に関係している者からすると、昔は外部包括監査もなかったもので、民間とは別に監査委員の世界の中で割としっかりやってきたのだという自負があるとすると、最近の外部包括監査の情報セキュリティーも、それからコンプライアンスも、不祥事のたびにいろんな形でいろんなものが出てきて、重複で見ているところはあるかもしれないけど肝心なところが抜けているかもしれないというようなものがあったりして、経費も結構かかるようになってきているのは事実なので、これは見直す必要があるかどうかも含めて、今どのようになっているのかということ一度整理していただいて、再びどういう形になっているかを説明してもらって改めて議論したほうが多分いいのではないかと会長がおっしゃっていますし、その方向で進めてほしいと思います。では、今日はこの件はここまでということで、次、お願いします。

委員：私は14ページの職員倫理の保持のところ少し意見を言わせていただきたいと思っています。一般的には、法的に問題がある行動を起こすときに、罰則を強化してそれをなくそうとすると結局、地下に潜るとよく言われておりまして、要するに、法的に問題がある行為を撲滅するためには実質的な倫理観ですとか、そういったことを醸成する必要があるもので、遠回りだけど、一つは職員一人一人が自己肯定感を持てるような仕事の仕方、そういった環境、マネジメントをすることが大事だと言われておりますので、今後の方向性には少しそのことは入っているのかなと思っていますけど、管理監督者とかラインの方に対してそういったマネジメントが必要だということをぜひ研修をしていただきたいなと思っています。それと、もう一つは、そういう不祥事を故意にやる部分と、先ほどありましたように、文書の紛失とか、過失による不祥事というものもこの間あったと思っています。そういった意味では、これも今までの対策の中にあつたように、風通しのいい職場づくりといいましようか、問題があることが分かった時点で即、対策が打てるという職場風土、環境をつくっていく必要があると思っていますので、併せてそういったことも今後の取組の中では重点を置いてやっていただきたいなと思いますので、意見として述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ます。

副会長：お願いします。

県側：御指摘は全くそのとおりだと思っております。今回は倫理保持という中で、具体的な取組のところに絞って包括してお話を申し上げましたけれども、お話がありましたような風通しのよい職場づくりという点についても、前回、御報告もさせていただきまして、大変重要視している部分でございます。そういった取組がやはりこういう不祥事とか、いろんな事務処理上のミスをなくすとか、そういったところにも通じてくる大事な取組だと思っておりますので、そういったところをしっかりと踏まえて取組を進めていきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

副会長：その他、いかがでしょうか。それでは、お願いします。

委員：御説明ありがとうございます。先ほどの情報セキュリティーの部分についてですが……、すみません、戻って。今、大学は結構厳しいかと思うのですが、本学でも非常に情報セキュリティーが厳しくて、例えば県庁から送られてくるもので、課によって違うのですが、添付ファイルがZIPで送られてきたり、添付ファイルをZIPで送られると、つまり途中で中身がチェックできないので、ZIPでは送らないようにしようみたいな方向に今はなっているかと思うのですが、ZIPに例えばパスワードがついているとか、そのパスワードを次のメールで送りますとか——これも全然有効じゃないとよく言われています、課によってやり方がかなり違って、それはそれぞれの課でやっていますというようなことだったかと思うのですが、安全性から言って、そこはやっぱりきっちり共通化して、今だったらクラウドとかに置いて、そしてパスワードを渡して、そこにアクセスして見て下さいみたいな形になってきているのではないかなと。ZIPで送るというのはあまりやらない形になっていないかなと思います。そういう細かいことですが、でもそれがセキュリティーを破られる大きな原因にもなり得るので、次期福岡県自治体情報セキュリティークラウドでそういうことまで決められるのかどうか分かりませんが、例えば添付ファイルを送るときにはどのようにするか、大きい添付ファイルを送るときにはどのようにするか、その辺りも統一して決められておいたほうがよろしいのではないかなと思います。すみません、細かいこと。以上です。

副会長：いかがでしょうか。

県側：情報政策課です。セキュリティークラウドはどっちかというところとサイバー攻撃辺りに対応することだと思います。問題なのはどっちかというところと人的なミスのところですね。添付ファイルもそうですけど、パスワードをつけて送ったり、それぞれ決められておりますけれども、その辺の改善も日々必要だとは思っています。それから、誤送信が多いんですね。メールアドレスを間違えて書くとか、関係ない

アドレスが紛れ込んでいるとか、そういう人的なミス、この辺はなかなか難しいです。それは本当に注意喚起とか研修とかでするしかない。システムのにもいろいろ対策は打っておりますけども、どうしても誤送信というのはぼつぼつ出てきております。それから、クラウドで運用というお話もありましたけども、これはお恥ずかしいことですが、コロナ関係で今年の初めにフリーのクラウドを使っていたところで大量の漏えい事件が発生しました。これも、クラウドの使い方をちゃんと決めるということでその規定を見直しましたし、どうしてもフリーのクラウドだと追跡もできない、何が漏れたかも分からないということであったので、その辺は有料のきちんとしたところと契約してみたいな、きちんと規定をし直しました。どんどんいろんな新しいサービスが出てきますので、便利だからこれを使いたいというのは私どもに相談が来ますけども、それぞれ見て、安全性と利便性を考えながら対応していきます。以上です。

委員：多分、フリーのクラウドを使うとかはあり得ないかなとちょっとびっくりしましたけど、これはそういうクラウドを県がちゃんと契約して、大きいサイズのデータはみんなここに置きましょう、一定程度たったら消滅させてくださいみたいなことを普通はやっているのではないかなと思うのですが、添付ファイルのやり方から共通化、安全化を進められたほうがよろしいのではないかなと思います。そうじゃないと、同じくZIPファイルをつけて、ちょっとアドレスを変えたような人から来たら開けてしまいますよね。開けてしまったら相手に迷惑がかかったりするわけです。だから、ZIPファイルとかでは県は送りませんよとか、そういう形でやらないと。今お話を聞いてちょっとびっくりしましたけど。意見です。以上です。

副会長：DX、情報関係は次回も議論する機会がありますので、今の議論も踏まえて、また改めて議論できたらと思います。時間が大分来ていまして、あと、最後に資料5というか、別冊の「県政モニターアンケートの結果について」というのがあったのですが、これは行政経営企画課のほうで説明できる資料ですね。もう時間が過ぎてあるので、これについては次回、冒頭で簡単に説明していただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

県側：大丈夫です、はい。分かりました。

副会長：では皆様、そう難しい資料ではないので、アンケート結果なので、時間があれば眺めていただいて、次回の冒頭、簡単にこれを説明して議論をしたいと思います。これで今日の審議は終わりなのですが、最後に会長のほうから今日の御感想、次回に向けての御指示がありましたらいただきたいと思います。よろしくお祈りします。

会長：今日は3番目の課題ということで活発な議論をやっていただいて正直、少しびっくりしたのですが、皆さん自らの経験と、行政の知識と、両方合わせたところで

の御意見を戦わせていただきまして、勉強になるとともに楽しませていただきまして、ありがとうございました。今の議論の中に出ましたけども、私も含めて、我々一般の人が考えるのと行政の現状のレベルというのにどうもかなり差があるなというのが分かりました。やはり現状認識というのをしっかりした上で前に進みたいと思いますので、県のほうとしても、現状がどうなっているというところと、もう一つ、このステップ、ここまでやりたいというところのゴール、KGIと今のところをきちっとお知らせいただいて、その上で、KPIというところが見えながら議論ができればと思います。ちょっと時間を取らせて申し訳ないのですが、最後に、今までの議論の中で一つだけ意見がございまして、今日の議論ではないのですが、もう済んだ議論で申し訳ないのですが、生産性の高い業務推進体制の構築というところでの議論がありました。ちょっと聞いたら、私どもの例と照らし合わせたところで、生産性の向上というところでも労働管理の強化と捉えられがちなのですが、当社のほうは、これは実は働きがいと一体になって進めるということをやってきました。5年ほど前に、働きがいというところを高めるのに、社員の能力とか実績を適切に評価することで社員の士気も高まるのではないかという仮説の下で組織と個人の業務成果と能力向上の目標設定をやって、KGI、KPIを設定して、進捗設定して、成果評価とかというのは部下・上司面談を重視するというようなことをやってきました。5年間かかったのですが、これは従業員アンケートを取ると生産性向上とほぼ比例するぐらいに働きがいというのも一緒に上がっていったんですね。この辺のところをもって、次にどうしようかというステップを考えていたときに、人事、給与についても年功重視よりも能力、実績重視ということになってくるかなと考えてアンケートを実は取ったのですが、当社の非管理職なのですが、年齢、勤続給を重視してほしいというのは5割です。成果給にしてほしいというのが9割を超えたんです、実は。私、驚きだったんですけども、やっぱり評価をしっかりとするという前提に立てば、人事評価のことで人のやりがいはしっかり起きてくるし、仕事ぶりも上がってくるし、生産性も上がってくるということがわかりました。

県でも人事評価の結果について給与反映を行っていると聞いていますけども、能力とか実績を適切に評価するという中で生産性の向上に向けての職員の士気を高めるということが非常に重要だと思います。その上で業務としてのアウトプットも上がってくると思います。何よりも職員の納得感を醸成しながら進めなきゃいけないので、これは時間をしっかり取ってやらなきゃいけないことですが、ぜひその方向性というのでも検討していただきたいというのを感じましたので、ちょっと長くなりましたけども、意見として述べさせていただいて、終わります。どうもありがとうございました。

副会長：ありがとうございました。まさに働きがいはどうやって確保するかというのは今

回の行革の中でも一番重要なイシューの一つなので、最後に御指摘いただいたことを踏まえて、また改めて時間をかけて皆さんとじっくり具体化の議論をしていけるよう、事務局でうまく時間配分をしてほしいと思います。それでは、これからの進行につきまして、事務局のほうにお返しします。

事務局：本日は長時間にわたりまして大変熱心に御審議いただきありがとうございました。今日、幾つか次回の要求資料があったかと思しますので、それにつきましては、関係課と調整させていただきまして、次回、御報告できる分についてはお示ししたいと考えております。次回の第5回行政改革審議会は10月20日水曜の14時から、県庁DXの検討状況について情報共有をさせていただく予定としておりますので、一部非公開で開催いたします。本日はどうもありがとうございました。